

全日教連 要望結果報告

(発行 令和3年5月24日)

第2次中央要請行動

専門部要望 文教予算及び待遇改善等に関する要望

文部科学省

内閣府

日時 令和3年5月17日(月) 10:00～15:00

回答者

文部科学省

○ 養護教諭部、栄養教諭・学校栄養職員部

初等中等教育局財務課定数企画係長	小宮山雄輝 氏
初等中等教育局健康教育・食育課保健指導係主任	渡邊 雄大 氏
初等中等教育局健康教育・食育課保健管理係	泉田 遼 氏
初等中等教育局健康教育・食育課課長補佐	中嶋 光穂 氏
大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課法規係	酒井裕美子 氏

○ 特別支援教育部、管理職員部

初等中等教育局財務課定数企画係長	小宮山雄輝 氏
初等中等教育局財務課校務調整係長	山本 英樹 氏
初等中等教育局特別支援教育課企画調査係長	高橋 志織 氏
初等中等教育局健康教育・食育課保健指導係主任	渡邊 雄大 氏
初等中等教育局健康教育・食育課保健管理係	泉田 遼 氏

○ 学校事務職員部、高等学校部

初等中等教育局財務課定数企画係長	小宮山雄輝 氏
初等中等教育局財務課校務調整係長	山本 英樹 氏
初等中等教育局財務課給与予算・総括係専門職	海野 智美 氏

初等中等教育局情報教育・外国語教育課専門職

小楠 健太 氏

○ 女性教職員部、幼児教育部

初等中等教育局財務課定数企画係長

小宮山雄輝 氏

初等中等教育局健康教育・食育課保健指導係主任

渡邊 雄大 氏

初等中等教育局幼児教育課企画係長

山村 亮 氏

初等中等教育局幼児教育課専門職

眞岩 哲史 氏

内閣府

子ども・子育て本部

参事官（認定こども園担当）付参事官補佐

岡部 陽一 氏

参加者 委員長 島村 暢之
副委員長 前田 晴雄
事務局長 長竹圭一郎
事務局次長 村松 宏晃

【養護教諭部】

養護教諭部要望 ※は回答を求める内容

養護教諭の待遇改善等に関する要望

- ※1 児童生徒の生命を守り、多様化・深刻化する健康課題に対応するため、養護教諭の複数配置基準を引き下げ養護教諭の複数配置を推進すること（小学校 851 人→651 人、中学校 801 人→601 人）
- 2 養護教諭の専門性をより高めるため、指導力があるリーダー的養護教諭を主幹養護教諭・指導養護教諭（共に仮称）として位置付けること
- 3 保健室機能の充実及び安全管理の観点から、養護教諭不在時に養護教諭または看護師の資格を有する者を支援員として活用できるシステムを構築するよう地方公共団体を指導すること
- 4 スクール・サポート・スタッフが、養護教諭の業務の負担軽減のために活用できることを地方公共団体に周知すること
- 5 養護教諭の資質向上のための研修機会を確保するとともに、免許更新・資格取得等につながるような研修となるよう内容の改善を図ること
- ※6 新型コロナウイルス感染症及び今後想定される感染症等への対応のため、保健室の施設・設備の充実及びマスク・消毒液等の衛生用品を常時備蓄する予算を確保すること

文部科学省回答

○ 要望1について

今年度については、義務標準法を改正し35人学級がスタートをしたところであり、予算編成過程の中においても少人数学級を中心に昨年度は議論を行った。しかし、当然ではあるが他の職種も含めて配置増が必要だということは認識している。本当であれば、これまで通り少しでも養護教諭や栄養教諭といった他の職種についても増やしていきたいということは当然であるが、財政当局と折衝する中においては、大変厳しい状況であったということが事実である。来年度以降も引き続き、配置増が必要だという認識において、御指摘いただいている複数配置の基準の緩和も含めて、加配定数の措置も合わせてしっかりと検討を行っていく。

○ 要望6について

令和2年度補正予算において学校の感染症対策に必要な経費の支援を講じてきた。学校において

はこれらの補助金を活用して整備した備品等を用いて、衛生管理マニュアルを踏まえ、地域の感染症の状況等に応じた対応を徹底していただいている。今後も各学校において感染症対策に万全を期した上で教育活動を実施することができるよう、引き続き必要な支援を行っていく。

質疑応答

○ 要望1に関連して

【全日教連】

養護教諭の複数配置基準においては、小学校 851 人、中学校 801 人となっている。中教審「新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会（第6回）」（令和2年2月21日）の配布資料で計算すると、複数配置されている学校数は中学校が約2%、小学校が約3%となる。この現行の小学校 851 人、中学校 801 人という人数はどのような基準で決められているのか。

【文部科学省】

複数配置基準ができた際から徐々に緩和し引き下げてきた経緯があり、財政的な事情を含めて現状の数字になっている。

【全日教連】

養護教諭については、学級単位で児童生徒の発育記録等を管理することが多く、35人学級化により今後業務が増えることが予想される。また、コロナ禍の学校現場において「消毒液の作成・配布」「消毒業務の計画・管理・総括」「体調不良時の別室対応」「情報の集約や関係諸機関への連絡」等が、養護教諭の業務として新たに加わっている。複数配置校ならば分担して、適切な初期対応をすることができる。

【文部科学省】

学級数が増えると事務的な手続き等も増えるという観点から考えると、学級に起因する業務が大多数を占めるのであれば、例えば算定基準を児童生徒数から学級数に変更するという方法等も考えられるので、今後の課題にしたい。

○ 要望2に関連して

【全日教連】

養護教諭が最も問題視していることは、児童生徒の心身の健康である。コロナ禍以降、相談が必要な児童生徒の増加しており、不登校傾向、虐待等の疑いがある児童生徒も増えている傾向がある。また体力面でも、運動機能調査で再検査を要する児童数が倍増したとの報告があった。休校や自粛による運動不足等が影響していると思われる。このような短期・長期的な心身への影響を見るのも養護教諭の役割となる。このようにコロナ禍により様々な面で負担が増大している養護教諭の複数配置基準の引下げ並びに加配措置の拡充を強く求める。

また、施設設備面においては、体調不良の児童生徒を別室対応するためのスペースが不足している。児童生徒からの相談件数も増加しており、常に保健室は埋まっていることが多く、空いている教室等が不足している現状がある。施設設備の整備についてもお願いしたい。

【文部科学省】

文部科学省として今後も引き続き、定数改善及び環境改善にしっかりと取り組んでいく。

【栄養教諭・学校栄養職員部】

栄養教諭・学校栄養職員部要望 ※は回答を求める内容

栄養教諭・学校栄養職員の待遇改善等に関する要望

- ※1 食物アレルギー等の個別指導や食育充実のための栄養教諭・学校栄養職員の定数の改善をするよう配置基準を引き下げること
- (1) 共同調理場における配置基準を 3,001 人以上から 3 名配置とすること
 - (2) 単独給食実施校における配置基準を 450 人以上から 1 名配置とし、それに満たない場合は 3 校に 1 名配置とすること
- 2 栄養教諭免許状を取得している学校栄養職員全員を早期に栄養教諭に任用し、各都道府県における配置の格差をなくす対策を講ずること
- 3 学校給食法や食育基本法を踏まえ、すべての学校で生きた教材となる安心安全な学校給食の充実を図ること
- (1) 栄養教諭・学校栄養職員未配置校への食育指導や給食管理が適切に行われるよう考慮すること
 - (2) 全ての学校で学校給食を実施するとともに、学校給食を実施していない学校についても適切に実施できるよう指導すること
- 4 学校栄養職員の給与を引き続き義務教育費国庫負担制度の適用対象とすること
- ※5 学校給食の安全を確保すること
- (1) 調理場・配膳室への空調設備の設置を早急に実現すること
 - (2) 新型コロナウイルス感染症等の対応において、更に人材及び衛生用品等の充実を図るために予算を確保すること

文部科学省回答

○ 要望1について

栄養教諭の配置に関しては、給食を食べている子供たちの数によって算定される仕組みになっており、これまでの要望でも、栄養教諭の制度が始まってから定数改善が行われていないという指摘があった。食育の観点から、配置基準を引き下げることの他に、授業を受けもつことを念頭に定数を検討すべきはないかというのも1つの考え方であると思う。

現行の配置基準は学校栄養職員の配置を基にして、定数を算定している。まずは、加配定数措置の

充実等を進めていく中で、栄養教諭の授業時数や、定数の仕組みを検討していく必要があるのではないかと考える。この点については、引き続き要望等の中で現場の状況を教えてもらえればと思う。

○ 要望5 (1) について

文部科学省では、これまでも学校給食施設の衛生管理の充実、強化を図るため、ドライシステムに対応した施設の新造、改築について支援し、その中で空調設置についても支援を行ってきた。

昨年度は一斉休校の影響で、夏休みの暑い時期に給食を作る可能性があるということを踏まえ、改めて給食調理場における空調設置状況について調査を行った。それらを踏まえ、令和2年度第3次補正予算から、給食施設の衛生環境を改善し、給食調理に携わる教職員の健康を確保するため、既存の給食施設内の空調設置も新たに補助の対象とした。文部科学省としては、引き続き児童生徒や教職員の安心安全の確保のため、各地方公共団体の取組をしっかりと支援していく。

○ 要望5 (2) について

物的体制の整備については令和2年度の補正予算において各学校が感染症対策を徹底しながら教育活動を継続していくために必要となる衛生用品の購入など、必要な経費について補助制度を設けた。この補助金については、当然、学校給食調理場においても活用できることになっている。文部科学省としては、今後も各地域の感染状況に応じて、学校給食を円滑に実施できるよう必要な支援を行いたいと考えている。

質疑応答

○ 要望1に関連して

【全日教連】

平成17年度より、食に関する指導を推進するために中核的な役割を担う栄養教諭の制度が始まったが、その際に学校教育法上、栄養教諭については「置くことができる」という位置付けになった。必置ではなく、置くことができるという形になったのはなぜか。

【文部科学省】

明確な経緯について回答することはできないが、当時、既に学校栄養職員が配置されており、そこで更に栄養教諭の職を創設したため、任用替えの視点からそうなったものと思われる。

【全日教連】

近年、市区町村においては学校給食の民設民営化が進められ、それによって栄養教諭が減少しているという実情があるが、このことをどう捉えているか。

【文部科学省】

栄養教諭の配置については自治体の裁量となるが、学校給食の民設民営化と栄養教諭の算定については、指摘のとおり、現行制度上、学校給食を出している数によって栄養教諭を算定しているため、それが民間に移ってしまうと算定されなくなってしまうのが現状である。食育やアレルギー対策等において栄養教諭が担っている役割は大変重要であるが、そもそも学校栄養職員の存在を前提

として算定されている部分もある。制度ができたときと比べると栄養教諭の比率もずいぶん増えてきたため、その中で食育を念頭にどういう定数の算定をどのように行っていくかということについては考えていかなければならない。

今のように給食を出している数、食べてる子供の数を基準に算定していくと、民間にその業務を委託した場合に栄養教諭の算定が減っていくことは、法律上、止めることはできないため、それを踏まえた上で、今後の在り方を考えていかなければならない。その際、栄養教諭と学校栄養職員を合わせたの算定になっている点をどうするかといったことや、それぞれの役割等について整理しない限りは、今の在り方を変えることはできないと考える。すぐに答えを出すことはできないが、栄養教諭の制度が始まってある程度期間も経っていることから、しっかりと検討していきたい。

○ 要望5 (2) に関連して

【全日教連】

共同調理場に本籍があり、学校に配置されている栄養教諭もいる。その栄養教諭が関係する共同調理場の備品は令和2年度第3次補正予算であった感染症対策等の学校教育活動継続支援事業を活用することができるのか。

【文部科学省】

共同調理場における衛生用品の整備だが、例えば5校の学校の共同調理場であれば各校から必要経費を持ち寄って購入するという方法等で対応は可能であると考えられる。

【特別支援教育部】

特別支援教育部要望 ※は回答を求める内容

特別支援教育の充実に関する要望

- ※1 特別な支援を要する児童生徒の実態に応じた、教職員定数の見直しを図ること
 - (1) 特別支援学級の学級編制基準を障害種別にし、自閉症・情緒障害学級及び知的障害学級の定数を引き下げること
 - (2) 通級指導教室を全ての学校に設置すること
 - (3) 特別支援教育コーディネーターを専任化すること

- ※2 特別支援教育コーディネーターが地域及び各学校における特別支援教育の中心的役割を確実に果たせるよう持ちコマ数の上限設定等、具体的、実質的な処遇改善を図ること

- 3 インクルーシブ教育システム推進については慎重に検討すること
 - (1) 人的・物的環境の充実が図られないまま推進しないこと
 - (2) 障害種別に応じた教育の専門性が損なわれないようにすること

- 4 特別な支援を要する児童生徒の教育的ニーズに応えるため、管理職をはじめ全ての教職員への特別支援教育推進のための研修の機会の確保及び研修内容の充実を図ること

- 5 被災地における特別支援教育の環境を整備し、障害のある児童生徒の生活全般に亘る支援を継続し充実すること

文部科学省回答

○ 要望1 (1) について

特別支援学級の学級編制については、上限8人ということで、全国的に見ると4人程度が現在の学級規模の平均となっている。都道府県別に見ると、2、3人といった人数のところもあれば、5、6人という学級規模になっているところもあるが、特別支援学級に在籍する児童生徒数が年々増加している中で、1学級当たりの規模も大きくなってきている。8人という学級も1割程度はあり、要望にある自閉症・情緒障害学級や知的障害学級の伸びが最も大きい。これらの定数を例えば8人から6人にするすることで、その是正につながるという要望の主旨は理解している。

ただ、こういったことを検討する場合、全障害種別に規模がどうなっているのか調べた上で、ある障害種については定数を上げるという議論にもなりかねないため、慎重に進めていく必要がある。どういった切り口で議論していけばよいかということについては、検討しているところである。通級指

導担当教員についても基礎定数化され、現時点で特別支援学級の編制基準を下げるということは、他の定数等も含めると難しいと思われる。

繰り返しになるが、こういった方向で進めるのであれば、すべての障害種の状況や、むしろ8人から増やすことはできないかという議論も必要になってくると思われるため、そういった部分に踏み込むべきなのか、現状のままでいくのかということを含めて検討していかなければならないと考える。

○ 要望1 (2) について

発達障害を含めて、障害に応じた通級による指導を受ける児童生徒数は、増加傾向にあることもあり、一人一人の教育的ニーズに応じたより一層の支援が必要であると認識している。

文部科学省では、平成29年に義務標準法を改正し、長期における通級指導の教員定数維持について基礎定数化を進めてきた。また、通級の質を高めるという観点からも、通級の方法や内容についてガイドを作成する等、取組を進めてきたところである。

今後とも、こうした取組の中で現状把握も行いながら、一人一人のニーズに応じた支援の充実を図っていきたい。

○ 要望1 (3) について

特別支援教育コーディネーターについては、各学校の校長が指名し、校務分掌に明確に位置付けるとともに、校長は特別支援教育コーディネーターが学校において組織的に機能するように努めることということで、通知等を発出している。

現在、約85%程度の学校で指名されていると承知している。実際に特別支援教育コーディネーターが各学校において中心的な役割を果たせるようにするためには、校長のリーダーシップのもと、教員の業務負担に応じて学校全体の校務分掌を見直す、特別支援教育コーディネーターを複数指名する等の取組が重要であると考えます。特別支援教育に関しては、特別支援教育コーディネーターだけではなく、特別支援教育支援員や教員以外の外部人材を活用する等の取組も重要になってきている。

文部科学省としても引き続き、外部人材、外部専門家との連携を含め、一人一人の教育的ニーズに応じた支援が行えるように努めていきたい。

○ 要望2について

現在、各学校においては、校務分掌としての特別支援教育コーディネーターについて、標準法上算定される定数の範囲内で、対応を行ってきている。繰り返しになるが、特別支援教育を推進していく上では、特別支援教育コーディネーターだけではなく、医療福祉の関係者や支援員等、教員と外部専門家との連携によって、子供一人一人の教育的ニーズに応じた支援を講じていくことが重要である。

文部科学省としても、校長、学校、教育委員会を中心とした支援体制の構築や、外部人材の登用に対して、必要な支援を行えるよう努めていく。

質疑応答

○ 要望1に関連して

【全日教連】

特別支援学級の設置については学校教育法上6つの分類で位置付けられているが、弱視学級、難聴学級に在籍している子供は少なく、自閉症・情緒障害学級、知的障害学級については最大の8人を教員1名で指導している学校もある等、障害種によって差が大きいのが実情である。特に8人となると、複数の学年にまたがる児童の指導が行き届かないという声も上がっている。このような声は毎年上がってきており、ぜひ包括的に議論を進めてもらいたい。

また、特別支援教育コーディネーターについても、担任として自分が受けもっている子供の指導を行いながらでは目が行き届かないという声が多数寄せられている。こちらについても、引き続き対応を検討してもらいたい。

【文部科学省】

現場からの要望の声として受けとめる。

【全日教連】

通級指導については、平成30年から高等学校でも通級指導教室を設けることになった。令和3年3月24日に公表された「高等学校及び中等教育学校における『通級による指導』実施状況調査（結果）」において、通級指導が必要であると判断された2,485人のうち、実際に指導を受けることができた生徒は1,006人というデータも出ている。今後、高等学校における通級指導教室の在り方について、文部科学省としてはどのような考えをもっているのか。

【文部科学省】

多様な実態があると思うが、本人や保護者が希望しなかった場合、指導体制が取れなかった場合、その他不登校で学校に来られていない、新型コロナウイルス感染症による休校等、様々な理由がある。高等学校における通級指導が制度化されて3年目になるが、実態把握が不十分であると考えている。学校の調査負担等も鑑みながら制度がしっかりと機能するように、現状把握も含め、実施していきたい。

○ 要望2に関連して

【全日教連】

特別支援教育コーディネーターの業務については、管理職員による学校マネジメントの力で対応してほしいという考え方であると捉えてよいか。

【文部科学省】

現時点で特別支援教育コーディネーターの専任化ということは難しいかと思うが、学校によって多様な実態があることも把握しており、管理職員や特定の教員に全てを委ねるという考え方ではない。

繰り返しになるが、文部科学省としても、特別支援教育コーディネーターを複数指名する、学校全体の校務分掌を見直す等、できる限り負担のない形で、且つ必要な支援が行えるようにということ

で、取組を促していきたい。

【管理職員部】

管理職員部要望 ※は回答を求める内容

管理職員の学校運営に関する要望

- 1 教頭及び副校長を枠外配置とすること
 - (1) 義務標準法を見直すこと
 - (2) 教職員定数改善計画による段階的な措置を講じること
- 2 管理職手当制度を見直すこと
 - (1) 管理職の給料表を見直すこと
 - (2) 管理職手当の給与への算定を見直すこと
- 3 学校の円滑な運営を実施するために、校長の裁量権の拡充を図ること
- ※4 学校における働き方改革に伴う人的配置の拡充と現場環境の改善を早急に図ること
- 5 学校経営及び運営に関する悉皆による研修機会の充実を図ること
- ※6 新型コロナウイルス感染症に対応した「持続可能な学校運営のためのガイドライン」等に示された施策推進のために、人的体制及び物的体制の整備を更に進めること

文部科学省回答

○ 要望4について

外部人材の配置の重要度が増してきていると認識している。予算の積算上になるが、令和3年度は令和2年度に比べ、学習指導員で言えば3,000人増の11,000人、スクール・サポート・スタッフで言えば倍増の9,600人、部活動指導員で言えば600人増の10,800人と、拡充した。現在各自治体からの申請を受け、予算の執行を進めている。特にスクール・サポート・スタッフについては、コロナ禍においてニーズが高く、配置が進んでいる。これからも教師の業務負担軽減に向けて、これら専門人材の配置拡充に取り組んでいきたい。

職場環境の改善については、国、地方自治体、学校現場でそれぞれに当事者意識をもって取り組んでいく必要があると認識している。国においては、繰り返しとなるが外部人材の配置、定数の改善、調査の削減・精選等に取り組んでいく。

なお、本年3月に「全国の学校における働き方改革事例集」を公表したところである。掲載している取組の中には、新型コロナウイルス感染症対応の結果として見直された内容等もある。取組例が

すべての学校にフィットするわけではないが、各学校や地域の実情を踏まえながら、学校における働き方改革推進のための参考にしてほしい。

○ 要望6について

人的体制の整備については、学校における働き方改革に資する人材として紹介したスクール・サポート・スタッフは、コロナ禍においても消毒作業を請け負うことができる。引き続き、教師の負担軽減のために人的体制を整備していきたい。

物的体制の整備については、令和2年度補正予算措置である「学校再開支援経費」「感染症対策等の学校教育活動継続支援事業」において、学校経費の支援を行ったところである。各学校においては、本予算で整備された備品を活用し、感染症マニュアルに則り各地域の感染状況に応じて、感染諸対策を徹底し教育活動を継続していると認識している。引き続き、各学校が感染症対策に万全を期すことができるように、必要な支援を行っていきたい。

質疑応答

○ 要望4に関連して

【全日教連】

学校における働き方改革、新型コロナウイルス感染症対応等のために、人的体制を整備していただいていることに感謝する。高等学校からもスクール・サポート・スタッフ配置のための予算確保を望む声がある。

【文部科学省】

高等学校へのスクール・サポート・スタッフであるが、学習指導員の配置等の学力向上に係る補助金がある。こちらを活用してほしい。コロナ禍において、高等学校についても業務支援を望む声が多くなってきていることは承知している。引き続き、補助金の活用について、都道府県に対して周知していく。

○ 要望6に関連して

【全日教連】

補正予算措置である「学校再開支援経費」や「感染症対策等の学校教育活動継続支援事業」は、校長の裁量によって活用できるという今までにない施策で、現場からの評価が高い。一方で、議会の都合で活用を見送られた地域があるが、令和3年度に入ってから申請は可能か。或いは令和3年度補正での再計上の可能性はあるのか。

【文部科学省】

「感染症対策等の学校教育活動継続支援事業」で確保した予算残額については、令和3年度に繰り越しているため申請は可能である。新たな補正については現時点では明言できないが、今後の状況を見ながら必要な支援を検討していく。

【全日教連】

確認だが、申請済みの都道府県の再申請はできるのか。

【文部科学省】

都道府県によって申請額の上限が決まっている。その上限に達していない都道府県については、再申請が可能である。また、新設校がある場合には、別途新規の申請が可能である。

【学校事務職員部】

学校事務職員部要望 ※は回答を求める内容

学校事務職員の待遇改善等に関する要望

- ※1 義務標準法を改正し、学校事務職員を全校配置するとともに、18 学級以上の小学校及び 14 学級以上の中学校に複数配置を行うこと
- ※2 学校事務職員の給与費を、引き続き義務教育費国庫負担法の適用対象とし、事務長職を行政職俸給表（一）6 級格付とするよう各地方公共団体を指導すること
- 3 義務教育諸学校において事務長職を積極的に設置するよう各地方公共団体を指導すること
- 4 教育行政職として、また学校運営に参画する基幹職員として、その専門性を伸ばしていくための資質・能力を高める研修制度を確立すること
- 5 新規採用学校事務職員の人材育成制度を確立するよう各地方公共団体を指導すること

文部科学省回答

○ 要望 1 について

学校事務職員の複数配置については、近年は共同学校事務室を設置するという方針のもと、加配定数の充実を図ってきた。また、今般の義務標準法の改正により小学校 6 年生までの段階的 35 人学級化が進められることとなったが、これに係る学級増に伴い、学校事務職員も複数配置が一定程度増えることになる。

このような中で文部科学省の課題意識として、未配置の問題が多数の県で存在することがある。この状況が改善しなければ、複数配置の基準を引き下げる議論にはならない。現状では、「チーム学校」の考え方により学校における働き方改革を進める中で、配置されている学校事務職員の役割は益々重要となっている。繰り返しになるが、まずは全都道府県において、定数措置されている学校事務職員が確実に配置されるように働きかけていきたい。併せて、共同学校事務室の積極的な設置を促していきたい。

全日教連にも、充足（配置）率が 100%になるように、単位団体を通じて都道府県に要望してもらいたい。

○ 要望 2 について

学校運営については、管理職、教師のみではなく学校事務職員を含めた基幹職員を配置すること

により、教育の機会均等や教育の水準の維持向上が図られていると承知している。近年、学校事務職員の果たす役割は更に重要なものとなっているが、現行の学校制度が創設された時から、教師が教育活動に専念することができるよう必置の職とされ、義務教育費国庫負担制度により定数措置し配置を進めてきた経緯がある。よって、引き続き、学校事務職員を学校における基幹的職員と捉え、国庫負担の対象としていくことについて変更する考えはない。

一方で、事務長については、文部科学省が昭和 32 年に発出した通知に学校事務職員の学歴、経験年数等を考慮して役付職員と同等の格付けが為されるように措置することとしている。事務長の給与の格付けについても「職務給」の原則に基づき、各自治体において適切に判断されるべきものである。

質疑応答

○ 要望 1 に関連して

【全日教連】

複数配置の基準の根拠は何か。

【文部科学省】

引下げてきた結果として、「小学校 27 学級以上」「中学校 21 学級以上」となっている。他の専門部の要望においても回答したが、学級増により業務が増えることも承知している。しかし、複数配置基準の引下げよりも、「未配置」を解消することの方が先決であるという認識である。

【全日教連】

「未配置」であるが、これは予算が地方財政措置された市町村配置の学校事務職員のこととも含まれるのか。

【文部科学省】

この場での「未配置」とは、定数措置されている学校事務職員のことである。地方財政措置の部分については、地方交付税法上、用途について制限する権限はない。

【全日教連】

全日教連も単位団体と連携し、充足率 100%に向けて都道府県に対して要望していくが、数値が分かるとよい。文部科学省がもっているデータの公表も考えてほしい。

○ 要望 2 に関連して

【全日教連】

学校事務職員については、令和 2 年 7 月に標準職務が示された。全日教連単位団体も、回答の中でもあったが「職務給」の原則に基づき適切に管理職手当が支給されるように要望している。確認であるが、事務長に支給する管理職手当も、義務教育費国庫負担の対象という認識でよいか。

【文部科学省】

対象である。

【全日教連】

示された標準職務については「学校事務職員個々人」に期待するものか。それとも、「学校に配置された事務職員」に期待するものか（複数配置であれば、複数で遂行する職務）。これは、学校現場からの質問である。

【文部科学省】

学校単位の標準職務について参考例を示したものである。

【高等学校部】

高等学校部要望 ※は回答を求める内容

高等学校教育の充実に関する要望

- 1 多様化する教育諸課題へ迅速に対処し、生徒へよりきめ細かい指導ができるよう、教職員の基礎定数・加配定数の改善及び専門人材等の配置を行うこと
 - ※(1) 教師が子供の学びの保障に注力するためのスクール・サポート・スタッフの配置
 - (2) 外国人生徒等に対する日本語指導支援員や母語支援員、通訳・翻訳ボランティア等の配置
 - (3) 主幹教諭及び、指導教諭の定数外での適正配置
- ※2 GIGA スクール構想に高等学校も追加し、1人1台端末を実現すると共に、整備や維持管理も含めた予算の獲得を早急に実現すること
- 3 主権者教育の実施にあたっては、政治的中立が厳正に図られるよう各教育委員会を指導すること
 - 4 高等学校教員の勤務実態に応じた適切な教職調整額を支給すること
 - 5 教職員の資質向上と人材確保のために、研修制度拡充及び免許制度改善を図ること

文部科学省回答

○ 要望1 (1) について

高等学校におけるスクール・サポート・スタッフ配置については、学力向上・学習支援のための学習指導員等を配置する補助金のスキームの中に、スクール・サポート・スタッフと同様の業務をするための人材の雇用枠が存在する。コロナ禍の教師の業務支援のために印刷業務や消毒等で活用することができるので、今後も自治体にしっかりと周知するなかで活用を促していく。

○ 要望2について

全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学び及び協働的な学びの実現のため、義務教育段階において1人1台端末環境で学んだ児童生徒が、高等学校への進学後、同様の条件で学ぶことができる環境を整えることは非常に重要であると認識している。高等学校の端末整備については、様々な財源を確保して端末整備を進めている事例や、個人の端末を持ち込むBYOD方式で進めている事例等、多様な実態がある。このような実態を踏まえ文部科学省としては、自治体等の学校設置者の取組を支援する観点から、昨年度の補正予算等を通じて、特に低所得世帯の高校生に対する貸与を目的とした端末整備の支援を行っている（令和2年度第3次補正予算・161億円「国公立の高等学校段

階の低所得世帯の生徒が使用するPC端末整備を支援)。加えて自治体に対しては、高等学校のICT環境整備を進める際の基本的な考え方や留意すべき事項等を整理して、計画的に整備にするよう働きかけを行っている。全国いかなる地域であっても高等学校における充実したICT環境が整備されるよう、積極的に働きかけていく。

また整備・維持管理を含めた予算の獲得については、関係省庁及び地方自治体と協議しながら、費用負担の在り方についても検討していく。ただその検討の前段階として、まずはこの令和の時代のスタンダードとして1人1台のICT環境が当たり前である社会の構築が大前提であると考えており、引き続き高等学校においても1人1台端末の整備に向けて積極的に働きかけていく。

質疑応答

○ 要望1に関連して

【全日教連】

スクール・サポート・スタッフ等については、高等学校は通学範囲等も広く、コロナ禍における対応が難しい校種であり、クラスター発生等の事例も他校種と比較すると多い現状がある。そのためにはスクール・サポート・スタッフ等の人員配置が望まれている。更なる加配及び補助金活用の周知をお願いする。

【文部科学省】

学校における働き方改革において外部人材の配置が重要である。特にスクール・サポート・スタッフにおいては業務負担の軽減に資する部分である。申請数の現状については、昨年度当初と比較すると今年度当初は3倍～4倍に増加しており、要求が多くなっていることを実感している。今後も補助金等について周知を行い、拡充を進めていきたい。

○ 要望2に関連して

【全日教連】

「高等学校における学習者用コンピュータの整備について」(令和3年2月公表)の調査及び、その調査を基にした各都道府県教育委員会教育長等への「GIGAスクール構想における高校段階の学習者用コンピュータ等のICT環境整備の促進について(通知)」の発出は大変ありがたい。これにより高等学校においてもICT環境整備が積極的に進められることが予想される。本調査によれば47都道府県のうち、42の都道府県が1人1台端末を目標とすると回答しているが、そのうち補正予算の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用し設置者負担で整備する自治体は16団体に留まっている。その他の都道府県においては「保護者負担を原則」または「検討中」となっているが、今後も、引き続き高等学校へのICT環境整備の拡充する予算面での計画はあるか。

【文部科学省】

GIGAスクール構想については、令和元年度以降、国から補助金等を準備し、主に義務教育において活用が進んでいる。またそれ以前の2018年度より「教育のICT化に向けた5か年計画」に基づき、単年度1,805億円の地方財政措置を講じており、この地方財政措置には高等学校も含んでいる。地財措置なので活用については各自治体の判断によるが、GIGAスクール構想に先んじて各自治体で

整備が進んでいるという実態もある。補正予算において高等学校には、低所得者世帯の生徒向けの貸与のための端末整備の予算を措置したところである。本予算は令和3年度に繰り越しており、今年度さらに積極的に整備を進めるといった自治体があるということ把握している。また先述の調査については3月末の見込み数である。本調査後に整備が進んでいる状況も見られる。来年度は、1人1台端末で学んだ中学3年生が高等学校に進学してくることになるので、その際にこれまでと同様の環境で学習できるよう、積極的に整備に向けた取組を進めていきたい。

【全日教連】

昨年度より端末整備を始めた都道府県もあれば、「教育のICT化に向けた5か年計画」において早くから整備が進んでいた自治体もあり、高等学校においては都道府県によって実態に大きな差が生まれている現状がある。高等学校においても義務教育と同じように、今後国が責任をもってICT環境整備を進め、都道府県によって格差が生まれるといった状況がなくなるよう要望する。

【文部科学省】

高等学校については、義務教育と状況が異なり、例えば農業科や工業科といった専門高校では、これまでGIGAスクールで整備をしてきた端末より、かなりハイスペックな端末が求められるといった実態もある。そのような中で指摘があったように、既に自治体によって整備がかなり進められている状況や、遅れている状況が混在している。このような差がある実態について把握し、文部科学省としては個々の自治体の意見や状況を確認しながら、整備のための支援を今後も進めていきたい。

【全日教連】

先述の通知の中には「ICT環境整備と併せて検討すべき事項」として「ICT活用を支える外部専門スタッフの活用」という項目がある。義務教育においてICT活用支援員等の外部人材の配置の有無により、大きく活用推進の状況に差が出ている。高等学校においても配置を積極的に進めてほしい。

【女性教職員部】

女性教職員部要望 ※は回答を求める内容

女性教職員の待遇改善等に関する要望

- 1 全教職員が妊娠、出産、育児、不妊治療、看護、介護と両立し、安んじて職務に専念できるようにすること
 - (1) 女性教職員の妊娠期間の休暇制度の構築
 - (2) 産前休暇を「産前8週」から「産前10週」にすること
 - (3) 男性教職員の各休暇取得率の向上のための制度設計を推進すること
 - (4) 育児、介護を行う教職員への代替教職員の早急かつ弾力的な任用

- 2 全教職員が介護に専念する場合においては、安んじて休暇等をとることができるよう、制度の構築を図ること
 - (1) 介護休暇期間を延長すること
 - (2) 介護を理由とする短時間勤務制度等の構築を図るよう総務省と連携すること

- ※3 多忙を解消する適正な人員の配置を図ること
 - (1) 正規教職員の採用を増やすこと
 - (2) 小学校における専科教員を更に拡充すること

- ※4 不妊治療への理解と配慮のための両立支援制度を構築すること
 - (1) 学校現場における不妊治療に関する啓発活動を行うこと

文部科学省回答

○ 要望3について

教職員の採用、配置、任用については各都道府県の裁量において、適切に行われているものと承知している。

その上で、今回、小学校の35人学級化に係る義務標準法改正の質疑にあたっては、与野党問わず教員の正規化についての言及が多々あった。今後、5年間で小学校における35人学級化を計画的に進めていくことになるが、これまでも自治体から、定数改善計画がなければ今後の見通しが立たず、採用がうまく進められないという話があった。そういった点で言えば、自分の域内にいる子供の状況等から来年どれだけの教職員が必要になるかということは分かるため、これまでの単年度の加配措置や予算の状況と比べれば計画的な採用はしやすくなるというメリットはあろうかと思う。正規の教職員をどれだけ採用するかということについては、今後の児童数の減少等の状況も踏まえな

がら適切に行ってもらいたいと考えている。

義務標準法の改正が計画的な採用につながるということは良いことだと考えている。なかなか国の方から正規化すべきだとは言えないが、そのことを念頭に各自治体においても、適切な正規教員の数について改めて考え、採用を進めてもらいたい。

専科指導については、今年度についても加配定数の振替にはなるが、2,000人の専科指導教員を増やしている。率直に言って、各自治体で専科指導の実施状況はまちまちであるが、ここ数年で見ると、働き方改革を進めようと積極的に取り組んでいる自治体が増えてきたと承知している。小学校においては教科担任制についての議論もあるため、文部科学省としても、引き続き専科指導はしっかりと進めていくべきだと考えている。実際にどのようなやり方でどれくらいの期間をかけてということは、教科担任制の議論も含めて、引き続き状況を見ながら検討していきたい。

○ 要望4について

教職員の勤務条件等については各都道府県の条例等で定められていると承知しているが、勤務体系の適正化を図ることについては、文部科学省としてもとても大切なことだと考えている。特に今回、指摘のあった不妊治療への理解と配慮についてだが、不妊治療に限らず、教職員にも様々な病気や個々の特性等のある方もいると思う。そういった方々への理解や配慮については、職場においては当然あるべきだと考えている。特に学校において子供たちを指導する大人たちの中で、そういったことに対する理解や配慮が欠けていては良くない。文部科学省としても、今後も学校の状況や必要に応じて周知や啓発を行っていききたい。

質疑応答

○ 要望3に関連して

【全日教連】

仕事と育児を両立できる環境を整えるために育児短時間勤務制度等も整備されてきているが、実際に会員の中でも、若い世代の女性教諭が育児との両立が難しいということで、離職するケースも見られた。また、産休・育休を取得する際に、代替の教員が見つからないといった状況も生まれている。

女性教職員を含めすべての教職員が、家庭と仕事を両立するためにも配置を含め、より一層の対策を進めてもらいたいというのが現場の声である。

【文部科学省】

産休・育休を取得する際に代替の教員が見つからないということについては、これまで計画的な採用が進められてこなかったために、教職員の年齢的な偏りが大きくなってしまっているということも原因として考えられる。大量退職、大量採用により、若い世代の割合が一気に増えると、当然このような問題も出てきてしまう。採用については計画的に進めつつ、教員離れという実態もあるため、働き方改革等を通して人が集まる環境を作っていく必要がある。

働き方改革の必要性についてはこれまでも言われていることであり、教員が業務として取り組むべきことは何かということについて精査し、必要な人員の確保、定数の改善、外部人材の配置等を進

めてきているところである。とにかく人を配置すれば解決するというのではなく、まずはどのようにして業務を見直していくかということが重要である。その点については現場とともにしっかりと進めていくべきだと考えている。

これらの問題に対し、できることから取り組んでいかなければならないという認識は同じだと思う。文部科学省としても人員配置の充実等を図っていくので、現場でも業務の精選等を引き続き進めてもらいたい。

【全日教連】

教職員定数に関しては、「今後の教職員定数の在り方等に関する国と地方の協議の場」（第1回 5月17日）が設置されているが、これについて資料等を公開する予定はあるか。

【文部科学省】

議事録、配布資料ともに公開する予定である。

【幼児教育部】

文部科学省

幼児教育部要望 ※は回答を求める内容

幼稚園教諭・保育教諭の待遇改善等に関する要望

- ※1 多様化・複雑化する園児の諸課題に対応するために、幼児教育環境の充実を図ること
- (1) 幼稚園設置基準を見直し、1学級あたりの幼児数を引き下げること
(3歳児…原則20名以下、4歳児…原則25名以下、5歳児…原則30名以下)
 - (2) 園児の個別の教育課題に対応するために、正規の幼稚園教諭・保育教諭及び園長等の配置を促進すること
 - (3) 特別支援教育担当教員、養護教諭、事務職員等の配置を必置職員とすること
- ※2 幼保連携型認定こども園については、次の点を踏まえること
- (1) 幼稚園と保育所の、それぞれの機能が十分に活かしているか調査し、条件整備を図ること
 - (2) 人格形成の基礎となる幼児教育の重要性を踏まえた制度設計を行うこと
 - (3) 教育専門職としての保育教諭の処遇に配慮すること
- 3 幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領を円滑に実施するために、幼稚園教諭・保育教諭の研修機会の充実を図ること
- (1) 幼児教育センターの設置及び幼児教育アドバイザーの配置を行うこと

文部科学省回答

○ 要望1について

幼児教育環境の充実については、文部科学省としてもしっかりと取り組んでいかなければならないと考えている。小学校の35人学級化が話題になっているところだが、幼稚園については、幼稚園設置基準において1学級の幼児数は35人以下ということになっている。しかし、実際には子供の数が減っていることもあり、30人以下という学級数の割合も年々増えてきているところである。

また、予算面でも、子ども・子育て支援新制度において3歳であれば20人につき1人、4歳以上については30人に1人の教諭を配置できるように予算措置を行っている。それに加えて、配置基準を超えて手厚くサポートするために教員を配置した場合の加算等も行っている。各市町村がどのような措置をするかにはよるが、国としてはそのような方向性で教職員の配置を充実させていきたいと予算措置しているところである。

設置基準の改正に関しては、当然、全国一律の改正になるため、すぐに対応できない幼稚園も出てくることが考えられる。現在、幼稚園教諭については、人材難であったり、早期退職が多かったりするという状況は文部科学省としても把握している。それらの問題をしっかりと分析し、幼稚園教諭の魅力の発信等、人材確保の観点でも対応していきたい。人材確保の取り組みを進めて行けば、正規でなりたいという人も増えてくるのではないかと考えている。

○ 要望2について

認定子ども園については、文部科学省も共管になっており、幼稚園と保育所のそれぞれの機能が十分生かせるかということについては、内閣府とも協力しながら、その条件整備等をしっかりと進めていきたいと考えている。昨今、子ども庁についても話題になっているところであるが、文科省としてはやはり教育内容を重視している。幼稚園に行っても、保育所に行っても、子ども園に行っても、その後の小学校への進学をしっかりと支えられるように取り組んでいきたい。

質疑応答

○ 要望2に関連して

【全日教連】

幼稚園と保育所のそれぞれの機能が十分に活かしているかということについては、本当に子供にとって充実した教育時間の保障ができていくかという点が課題である。

生活スタイルの違う子供たちが一緒に過ごすため、午後からの時間を共有できず、午前中の時間が大変忙しくなる。特に午後からの1号認定児の教育時間の保障が大きな課題であると感じる。

この点について、文部科学省としての考えを聞かせてもらいたい。

【文部科学省】

文部科学省としても、幼稚園で行われている教育と同じ水準の教育を認定子ども園にも求めている。指摘のあったように、保育の必要性がある子、ない子が混在している中で、教育時間の問題もあろうかと思う。今あった要望についてもしっかりと受け止め、そういった実態があるのであれば、内閣府とも協力して対策を考えていきたい。

内閣府

幼児教育部要望

保育教諭の待遇改善等に関する要望

- 1 幼保連携型認定こども園については、次の点を踏まえること
 - (1) 幼稚園と保育所のそれぞれの機能が十分に活かしているか調査し、条件整備を図ること
 - (2) 人格形成の基礎となる幼児教育の重要性を踏まえた制度設計を行うこと
 - (3) 教育専門職としての保育教諭の処遇に配慮すること

内閣府回答

○ 要望 1 (1) について

認定こども園に関しては、内閣府と文部科学省、厚生労働省で連携した取り組みを進めており、内閣府としても、園の数や在籍園児数等については、毎年その状況を調査している。令和元年度の調査も公表しているが、認定こども園に在籍している子供の数は 100 万人を超えてきたということや、1号認定児、2号認定児、3号認定児がまんべんなく在籍していること等が明らかとなり、認定こども園が我が国における幼児教育や保育の主体の1つとして重要性を増していると理解している。

一方で、幼稚園と保育所、それぞれの機能が十分に活かしているかどうかの調査については、具体的にどう行っていくか難しい点もある。しかし、内閣府としても、各認定こども園や認定こども園が組織する団体等を通して、できるだけ現場の状況を丁寧に把握しながら、認定こども園がその役割を一層円滑に果たせるように各種施策や環境の整備等を進めていきたい。

○ 要望 1 (2) について

人格形成の基礎となる幼児教育の重要性については、内閣府としても指摘の通りだと考えている。幼児教育は、子供の健全な心身の発達を図りつつ、更にその生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期である。幼稚園型の認定こども園においては幼稚園教育要領、保育所型の認定こども園においては保育所保育指針によるというところで、文部科学省、厚生労働省と連携しているところだが、幼保連携型の認定こども園においては、幼稚園教育要領と保育所保育指針、両者と整合性を図りつつ、小学校教育との円滑な接続に配慮して教育、保育を行うことが必要だと考えている。

内閣府は、文部科学省、厚生労働省と連携して、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の明確化を図り、教育と保育が一体的に行われる、多様な園児がいるといった認定こども園として特に配慮すべき部分の充実を柱として、平成 30 年 4 月に幼保連携型認定こども園の教育保育要領の改定を行った。また、令和 2 年 3 月には、幼保連携型認定こども園の教育保育の内容について事例集を作成をして周知を行う等、認定こども園における教育の質の向上に向けた支援の取組を行ってきたところで

ある。幼児教育の重要性については言を俟たないところであるため、引き続き、各府省の連携はもとより、子ども・子育て会議の議論等も十分に踏まえながら、より良い制度設計に努めたい。

○ 要望 1 (3) について

一般論として、保育に従事する方の処遇の改善は大変重要な課題だと認識している。内閣府としても、保育の担い手として希望をもって保育の道に進んだ方が、長く働き続けられる環境をしっかりと整えていきたいと考えている。保育士の話ではあるが、年収ベースでも改善の傾向が見られるため、これまでの処遇改善に向けた取組が成果を上げている部分もあるかと思う。

ただ一方で、地方公務員であるところの保育教諭の処遇に関しては、地方の実情によって条例で定められるため、内閣府として統一的、画一的にこのようにしてほしいとは言えないところであり、それは私立に関しても然りである。内閣府としても、教育に関して専門性を持ち、高い使命感をもった保育教諭の処遇について可能な限りの支援を行っていききたいと考えているが、その点については理解してもらいたい。

質疑応答

○ 要望 1 (1) に関連して

【全日教連】

幼稚園と保育所のそれぞれの機能が十分に活かしているかという点については、本当に子供にとって充実した教育時間の保障ができていくかという点が課題である。

生活スタイルの違う子供たちが一緒に過ごすため、午後からの時間を共有できず、午前中の時間が大変忙しくなる。特に午後からの1号認定児の教育時間の保障が大きな課題であると感じる。

この点について、内閣府としての考えを聞かせてもらいたい。

【内閣府】

内閣府としてもできる限り現場の実態を踏まえながら必要な措置を講じていきたい。調査に関しては、新型コロナウイルス感染症の流行もあり、現場もそういった対応も含めて大変だということで、現場に負担がかからないように進めていかなければならない面もある。

指摘があった点については、今すぐに何ができるかということについては答えられないが、貴重な意見として受けとめ、色々な園の実情等を踏まえながら対応を考えていきたい。

【全日教連】

調査については内閣府が担当し、在籍人数等を調べているということだが、特別な支援が必要な子供に関して、子育て世代包括支援センターや巡回支援専門員の整備事業を活用したことがあるかといったことについてもぜひ調べてほしい。現在、小学校でも特別な支援を要する子供たちの数は非常に増えてきており、幼保小の連携という観点からもそういったデータがあるとよい。

【内閣府】

特別支援に関する調査については、課題としてはあるかと思う。文部科学省の特別支援教育課との兼ね合いもあるが、今後、実態の把握に向けて検討していきたい。

○ 要望1 (2) に関連して

【全日教連】

幼保連携型認定こども園では、勤務のシフトにより担当する保育教諭が途中で交代し、計画的に進めている子供の遊びが途切れてしまうこともある。また、教育専門職として欠かすことのできない研修の在り方についても自治体によって様々である。会計年度任用職員が半分以上を占める自治体などでは、研修に向けた意識統一を図ることも難しくなっている。幼児教育に情熱をもって取り組んでいる保育教諭のために、制度や処遇を見直していく必要があると考える。

【内閣府】

現場においてそういった状況があることは理解できる。これについても意見として受けとめ、具体的な取組が考えられるか検討していきたい。

研修の在り方については、必ずしも全国で画一的に行うのではなく、各自治体において工夫して取り組むということがあってもよいと考える。ただし、内閣府としても研修に資する支援については行っていきたい。

【全日教連】

保育教諭の資格については、現在、施行から10年間の経過措置が図られており、幼稚園教諭と保育士のいずれか一方の免許状・資格のみで保育教諭となることができる特例が設けられているが、今後、この期間を過ぎると完全に併有が求められると捉えてよいか。

現場としては、年限が近づいてくると必ず免許状・資格を取らなければならないのかという人材の確保に直結する問題であると考ええる。

【内閣府】

10年間の特例については令和6年までということになっているが、それから先、如何にすべきかということについては今後の課題であり、検討していきたい。

